



日本学士院ニュースレター

2020. 10 No. 26



委員会等の開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、授賞式や講演会などは中止を余儀なくされましたが、オンライン会議の導入等の感染症対策を行った上で、会員選考などの会議を再開しています。

目次

会員寄稿（斯波義信会員）.....	2	第1部部長の選定.....	7
会員寄稿（竹市雅俊会員）.....	3	岸本忠三会員が唐奨受賞.....	7
会員寄稿（笹月健彦会員）.....	4	会員の逝去.....	8
会員寄稿（根岸 哲会員）.....	5	会員の近刊紹介.....	8
『学問の山なみ』から 一歴史をつくった会員...	6	編集後記.....	8

(会員寄稿)

「学士院」の来歴に寄せて

斯波義信 会員
(中国史専攻)

学士院という名辞や制度の来歴につき、若干の贅言をさせていただきます。学士院という制度は、中国の唐代、玄宗が太宗に倣って「十八学士」の顧問を選定し、開元26年(738)に翰林待詔を翰林学士(院)と改めた時にはじまる。唐代と宋代は、中国で古典官僚政治が刷新強化された大事な時期である。2000年以上も持続した中国の官僚制には、持続を支える仕組みが備わっていた。そうした原理としてJ. Hicksが見抜いたポイントは3つあって①監査制度、②新人登用制度、③昇進制度である(神保博訳『経済史の理論』34頁)。軍人と文人の機能を分化させる文治主義は①に当たる。すでに官僚制が生まれた秦・漢以来、秘書監(省)、太史局という学士に相当する機関は存在していた。しかし北朝から隋・唐半ばまでは北方外民族の優勢の下、政治の主導権は「武」に置かれていた。751年、唐の軍隊がタラス川でアラブ・ムスリムの精鋭に大敗する国難が生じて、唐とつづく宋において国是を一転して文治にシフトした。②は科挙制の導入であって、隋にはじまり、唐・宋に確立して、分権化、門閥化を防ぎ、官職を万民に公開して才能主義を布植した。③は官階のランク序列と実職との関係、昇進、待遇のルールの明示であって、宋一代に大綱が成った(梅原 郁『宋代官僚制度研究』1985)。

中国の文化アイデンティティは漢字による統合に頼るところが大きい。情報の伝達、蓄積において漢字はかなめの位置を占める。古典学、歴史、詩文に通暁した学者を集めて国事を諮り、詔勅を立案、起草させ、宮廷に図書館を設けて整理や校勘ないし国史などの編纂に当たらせることは、国に必須の要務であるから、大学士、学士などの職掌は宰相や副宰相自体が帯びていたほか、彼等が榮達の寸前に帯びた職歴であって、総じて「館職」と呼ばれ、最高官やその候補者を見分ける標識だった。この体制は明代になって極まり、翰林院から学士を起用して内閣大学士と称し、事実上の宰相の高位に就かせ、こ

昭和5年、東京都生まれ。

東京大学文学部東洋史学科卒業。熊本大学法文学部助教授、東京大学東洋文化研究所長・教授、同大学大学院人文科学研究科教授、国際基督教大学教養学部教授、財団法人東洋文庫理事長を歴任。現在、公益財団法人東洋文庫長。瑞宝重光章・文化勲章、唐奨(Tang Prize)を受章、受賞。平成15年より日本学士院会員、令和2年5月より日本学士院第1部部長。



の制度は満州族の清が軍機處を設けて最高の審議機関とするまでつづいた。

遡れば、天子の秘書官ないし顧問の役目は、まだ秦漢において官僚制が生まれていなかった春秋・戦国までたどれる。学士院のルーツについては、「稷下」ないし「稷下の士」、すなわち〈諸子百家〉の「諸子」の遊説にまで及ぶべきだろう。「稷下」とは、春秋の覇者のトップの齊の国で、都を山東の臨淄に営み、宮殿に近い城の西門である稷門のほとりに邸宅地区を造営して、遠近の学者や思想家を高給で招聘して、一種の公室のサロン、フォーラムを設けて、諸侯の政治改革やその原理の講演を聞いて施政の参考とした。他の諸侯もこれに倣ってサロンを設けた。孔子や孟子もこうした「稷下の士」として遊説した。この場合、「子」とは男子の尊称のことで、Master(師)の意味で使われ、また学派、学問の分類区分をも指し、当初は5家、漢代に9家、清までに14家に増えた。一方、「士」とはなにか。当時の社会階層は「王」、「侯」、「大夫」(「卿」を含める)、すなわち諸侯の同族の縁に繋がり、領土を封建された上級の貴族、「士」は「大夫」の家臣であり、戦時の氏族軍事集団の長、これらの下層には「庶」と一括され、主として農民から成った民がいた。「士」は支配貴族と被支配民の「庶」との中間に位していたので、社会の矛盾、軋轢の実情に通じる立場にあって、諸侯の諮問に応じて実務的な改革の方策やその原理を開陳したとされている。

中国の文明は孤立して発展してきた。なにか大きな変革やシフトが必要なときでも、国の外にモデルや範型を求めるとしても、古典や伝承のなかに先例を探す方が以心伝心で分かりやすく伝わりやすい。故事来歴がよく文章に登場するのは、このような文化背景に由来するようになる。思われる。「十八学士」「稷下の士」などの語は、こうした意味で今日でも分かる人には分かる文化伝統のなかのキーワードなのである。

(会員寄稿)

役に立つとか立たないとか

竹市雅俊 会員
(発生生物学・細胞生物学専攻)

どんな研究をやっているか社会に伝えるのは科学者の責務だと思うので、取材依頼があればできるだけ応じるようにしている。ただ、その研究は何の役に立ちますかという質問に答えるのは苦手だ。私のライフワークとなった研究は、動物の細胞がどうやって互にくっつき合って組織や器官を作るのかという問題で、ある種の「糊」物質を見つけることができた。理学系に進んだ多くの人間にとって研究のモチベーションは自然界の謎に立ち向かうことだが、私もその類いである。純粋科学に没頭すると研究の応用面にまでなかなか手が回らない。それでも私の場合には、医学系の人々との交流があり、医学に貢献できればという意識は育まれた。

生物が生きていくために必要な仕組みは、いったん破綻すると、必然的に病気や死に繋がる。私が発見した糊物質の一つ「E-カドヘリン」というタンパク質は、胃粘膜など「上皮組織」構築のために大切な役割を果たしている。その遺伝子が傷つくと胃がん発症の原因となり、さらには、がん細胞が分散して組織内に広がり治療を難しくする。この場合、理屈の上では、E-カドヘリンの作用を回復してやれば、がん細胞の異常行動を抑えることができるはずだ。ところが、細胞の行動は実に複雑で、乳がん細胞を使った研究では、E-カドヘリンが働いていた方が、むしろ転移しやすいという。私自身も大腸がん由来の細胞を使い、細胞の接着と移動の関係を調べたところ、細胞が互にくっつき合っている方が、効率よく集団移動することを確認している。となると、E-カドヘリンの異常が、がんの浸潤・転移を促進するのか抑制するのか、わけが分からない。というわけで、たとえば、カドヘリンとがんとの関わりを尋ねられた時、専門知識をどう医学に役立てるかについての私の答えは歯切れが悪い。医学応用に対する私の研究態度が中途半端だったことも否めない。

結局のところ、基礎分野の研究者は基礎研究に集中するのがいちばん生産的だと思う。ただその中で、社会に対する適切な対応が必要だ。たとえば冒頭で述べたメディア対応。メディアが科学上の新発見を報道するとき、「何々に役立つことが期待される」、「何々の開発に役立つ

昭和18年、愛知県生まれ。

名古屋大学理学部生物学科卒業。京都大学理学部・同大学大学院生命科学研究所教授、理化学研究所発生・再生科学総合研究センター長等を歴任。平成12年より日本学士院会員。現在、京都大学名誉教授、名古屋大学特別教授、理化学研究所名誉研究員・同研究所生命機能科学研究センター客員主管研究員。文化功労者、日本学士院賞、日本国際賞等受賞多数。本年10月にカナダ・ガードナー国際賞を受賞。



つ」などと落ちを付けることが多い。その通りだと納得する場合もあれば、本当かなあと疑ってしまう報道もしばしば。科学者たるもの、事実、可能性、限界等は誠実に発信すべきであって、社会に過大な期待を抱かせるべきではない。また、専門知識を持たない人々に基礎研究の意義をどう説明するかも難題である。2000年から私がセンター長を務めた研究所のミッションの一つは「再生医学への貢献」だった。当時、この先駆的テーマを掲げた研究所は少なく、国内外からの視察が多かった。しかし、発足まもない時期、再生医学に関する具体的な成果はあるはずもなく、夢を語るしかない。苦肉の策は、プラナリアを切って見せることだった。プラナリアは体を切断しても各断片が完全な個体に再生する。その仕組みを解けば再生医学に貢献すると。プラナリアの再生機構の解明自体は極めて学術的価値が高いのだが、その成果が医学応用できるかどうかは期待に過ぎない。はったりを利かせて説明したのは、私も同罪だろうか。その後、別のアプローチから再生医学に直結する研究成果が始め、視察対応は楽になった。

生命科学は、この数十年間、劇的な進展があり、昨今は蓄えられた学術的知識をいかに応用に役立てるかに関心が集まっている。必然的な流れだろう。しかしそうになると、純粋科学の存在感や先行きが気になる。私たちは音楽、絵画、文学、芸能などに無意識に惹きつけられるが、「自然の不思議」に対してはどうなのだろう。子供達は自然現象に素朴な興味を抱くし、宇宙の起源の問題とか、恐竜の化石の発掘とか、日常生活に直接役に立つとは思えないことにも人々は関心を示す。実利面だけが、科学に対する世の中の期待ではないわけだ。科学上の知識そのものに、人々の心を豊かにしてくれる要素があるように思えてならない。科学はそもそも人類特有の行為で、知的好奇心という脳の働きが発達したこと自体が驚異だ。自然界は依然として謎に満ちており、解きたい問題が山のように転がっている。純粋自然科学が引き続き大切にされ、その発見をありのまま楽しむ状況がもっと増えれば、人間の文化はさらなる知的成熟を遂げたことになるのではないだろうか。

(会員寄稿)

コロナ抄

笹月健彦 会員 (免疫遺伝学・人類遺伝学専攻)

コロナ禍が人間の生き方、生きる道、そして死について考える時間を提供している。

新型コロナウイルスによる新興感染症は、既存のコロナウイルスに突然変異が生じ、ヒトには感染しなかったものがヒトに感染し、死をも含めて人間活動に様々な災いをもたらしている。

微生物を含め全ての生物は、親から子へ遺伝情報を伝える物質として核酸を用いている。これは物質として安定で、誤りなく情報を伝えることが必須であるが、この安定性が完璧だと決して変異を起こさず、原始生命から人類までの進化はあり得なかったことになる。核酸は安定性が完璧ではないことが、遺伝子に変異を生み、進化を可能にしたのである。そのため、突然変異に由来した新型コロナウイルスや癌に悩まされるのは、核酸を利用している我々生物にとっては避けられぬことである。

他方、突然変異は進化の根源であるだけでなく、個々の生物にとっては個体差(多型性)の源である。ヒトの遺伝子の中で最も多型性に富むのは、免疫応答を支配するHLA(ヒト組織適合抗原複合体)である。第6染色体に位置するHLAの複数の遺伝子座には、総数10,000に達する対立遺伝子が存在し、これがHLAによる免疫応答の膨大な個人差の基盤である。

HLAの個人差の分布が、人種によって著しく異なっていることに、感染症とHLAとの永い相互作用の歴史を観ることができる。日本人を含むアジア人と欧米人ではHLA多型性が著しく異なり、日本人は新型コロナウイルスに感染しにくく、重症化しにくいとすると、両者のHLAとコロナウイルスの相互作用の解明が重要となる。最近、白人集団において新型コロナウイルスに感染し重症化したグループは、第3染色体上に49.4Kbを占めるネアンデルタール人由来の特定の遺伝子領域が存在することが報告された。これが感染の成立や重症化と免疫応答にどのように寄与しているかは不明であるが、日本人を含む東アジア人集団には、この遺伝子領域はほとんどみられない。5~6万年前にネアンデルタール人から現代人に受け継がれたこの遺伝子領域は、免疫学のみならず人類学的にも多くの謎を含んでいる。

新型コロナウイルスに感染し、発症したが免疫を獲得して回復し、このウイルスには感染しなくなった一群の

昭和15年、福岡県生まれ。
九州大学医学部医学科卒業。米国スタンフォード大学 Research Associate、東京医科歯科大学難治疾患研究所教授、九州大学生体防御医学研究所教授・所長、国立国際医療センター研究所長・総長、九州大学高等研究院特別主幹教授を歴任。国立国際医療センター名誉総長、九州大学名誉教授。令和元年より日本学士院会員。紫綬褒章、Rose Payne Distinguished Scientist 賞、瑞宝重光章を受賞・受章。



人達が存在する。その人達が、特定の人類集団の中で占める割合が大きくなると、その集団ではウイルスにまだ接触していない人達が感染の機会を免れることになり、最終的にその集団では感染が終息することになる(集団免疫)。科学も医療もない太古の時代に、様々な感染源に暴露されても、人類集団が亡びず存続し得た一つの理由がここにある。

しかし太古の時代には、病原体の感染力、致命力がヒトの免疫力を凌駕して、特定の人類集団を完全に亡ぼすこともあったに違いない。この場合、その人類集団が亡びると、寄生体である病原体も生存出来ず、感染症は終焉を迎える。

現代において、もしそのような感染力、致命力が強力なウイルスが突然変異によって出現したとすれば、それは地球上をあっという間に駆け巡り、人類滅亡の危機をもたらすかもしれない。それを免れるには何が重要か。ワクチン作製、抗ウイルス薬創出では間に合わない。唯一有効なのは、感染者および非感染者の完璧な隔離(quarantine)である。そのために必須なのは、新興感染症発生と時を置かずした正確な情報の世界中への発信と伝達である。

新興感染症に悩まされるのは、人類にとっては今後も避けられない。人類にとってさらなる危機は、人類を生んだ太陽エネルギーと地球マグマを基盤とした一大自然災害(地震、津波、火山爆発、洪水等)である。そして第三の危機は人間そのものに由来した戦争である。

今回我々は、直径0.1~0.2ミクロンで、わずか11個の遺伝子からなる新型コロナウイルスによって、凶らずも新興感染症のグローバリゼーションを目の当たりにした。新興感染症だけでなく、自然災害、戦争という世界規模の危機を人類は繰り返し体験してきた。しかしそれにもかかわらず、我々はその歴史を十分に学んではいない。我々は、今こそ過去の歴史に学び、備えるべき時である。

地球上77億の民が、真のグローバリゼーションを通して、新しい科学、政治、経済を含む統合した学問と人智、そしてAIを活用して、これまでとは全く異なる、一新した人間社会の構築を目指さなければならない。

人間とは何か、人間の幸せとは何かを深く考えつつ。

(会員寄稿)

競争法の収斂と多様性

根岸 哲 会員
(経済法専攻)

私が専攻する経済法の中核を占めるのは、市場経済体制の基本である競争のルールを定める独禁法（正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」という。）であるが、独禁法は、国際的には一般に競争法（Competition Law）と呼ばれる。

競争法を最初に制定したのは、1890年、カルテルなどの共同行為（unreasonable restraint of trade）と独占行為（monopolization）を禁止する連邦シャーマン反トラスト法（the Federal Sherman Antitrust Law）を制定した米国である—正確には、カナダが、すでに1年前、米国反トラスト法に倣った競争法を制定していたが—。他の国・地域の競争法は、すべて、第二次大戦後に制定されたものである。

独禁法も、財閥解体、独占企業分割等の措置を経て、1947年、米国反トラスト法を母法として制定された。EU競争法（欧州連合機能条約（TFEU）101条・102条）は、1957年制定のEEC競争法（欧州経済共同体設立条約85条・86条）を引き継ぐものであるが、米国反トラスト法の影響を受けつつも、重要な独自の規制を盛り込むものであった。EU加盟諸国の競争法の制定もこれに続いた。競争法の制定が急増したのは、東・西ドイツの統一、ソ連邦の崩壊により、世界的な規模で市場経済化が進行したことによるものである。社会主義国の中国もベトナムも、社会主義市場経済体制を標榜し、競争法を制定している。現在では、競争法を有する国・地域は130余に及んでいる。

このような状況の下、世界的な規模での市場経済化による企業活動のグローバル化の一層の進展を背景として、2001年、競争法の国際的な収斂を目的として、各国・地域の競争当局をメンバーとするICN（International Competition Network）が設立された。ICN設立を主導したのは、最も長い反トラスト法の経験と実績から、自由な競争の守護神として、競争法の国際標準を自認してきた米国であった。

ICNには、130近くの国・地域の競争当局が参加し、カルテル（cartel）、企業結合（merger）、単独行為

昭和18年、兵庫県生まれ。

神戸大学法学部卒業。司法修習生、神戸大学助手・助教授・教授、甲南大学法科大学院教授を経て、平成30年より日本学士院会員。現在、神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授、神戸大学名誉教授、甲南大学名誉教授。



（unilateral conduct）の3作業部会が設置され、活発な活動が展開されている。このうち、カルテルと企業結合については、収斂が進みつつあるように見える。多くの国・地域の競争法の下では、価格カルテルや談合は、原則違法であり、違反事実の競争当局への早期申告により制裁金や刑罰が減免されるLeniency制度が採用されている。企業結合は、競争当局への事前届出制の下にあり、経済分析を活用して市場の画定と違法基準である市場支配力の形成・維持・強化の評価が行われつつある。

しかしながら、単独行為については、競争法の収斂は進まず、むしろ鋭く対立している。そのことは、巨大デジタル・プラットフォーム事業者であるGAF（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン）に対する規制において鮮明である。先行して積極的にGAF規制を行うのは、EU競争法であり、市場支配的地位の濫用を禁止する102条を発動している。102条は、市場支配的地位にあること自体を問題とするものではないが、市場支配的地位にある事業者には、EUという単一市場（single market）の確立に向けて、a level playing fieldを確保するべく競争を維持する特別の責任があるという考え方を前提として、いずれかの市場において濫用（abuse）があることのみで違法とする。EU競争法102条に対応する米国のシャーマン法2条が禁止する独占行為も、独禁法2条5項・3条が禁止する私的独占も、濫用があるのみでは違法とすることはできず、新たにいずれかの市場を支配できる状態を形成・維持・強化する場合に初めて違法となる。また、EU競争法102条がいう濫用には、競争者を不当に排除する排除型濫用（exclusionary abuse）のほか、取引の相手方に対し不公正な価格その他の取引条件を課す搾取型濫用（exploitative abuse）も含まれるが、搾取型濫用は、米国のシャーマン法2条、日本の独禁法2条5項・3条のいずれにおいても、想定されていない。

いずれにしても、先行して積極的にGAF規制を行うEU競争法の存在感は急速に高まっている。また、東・西ドイツの統一、ソ連邦の崩壊を受け制定された競争法

の多くは、EU 競争法をモデルにするものであった。なぜそうなったのかは、必ずしも明らかではないが、市場経済化を早期に進めるためには、競争当局が、市場支配的地位の濫用の禁止規定に基づき、市場支配的事業者に対してより容易に規制を及ぼし得ると考えられたからではないかと推測される。

以上のように、米国は、ICN を通じて、競争法の収斂をリードしようとしたのであるが、近年では、競争法の国際標準の座を EU 競争法に譲ったかのようにもみえる。しかしながら、だからといって米国反トラスト法が EU 競争法に歩み寄ることを想定することは極めて困難である。

また、独禁法は、米国反トラスト法をモデルとして制定されたが、その後、多くの改正を通じて独自の規制内容を相当盛り込むに至っている。そのうちの1つが、19条が禁止する不公正な取引方法の一類型である、事業者と消費者とを含む取引主体間における公正な取引の確保を目的とする、優越的地位の濫用（2条9項5号）の禁止である。優越的地位の濫用の禁止規定は、米国反トラスト法にも EU 競争法にもないものであり、従来、国際的には全く顧みられることのない規定であった。しかし

ながら、優越的地位の濫用の禁止規定は、近年では、どこの国・地域にも存在する大規模小売業者と納入業者との間の不当な取引関係に規制を及ぼし得ることをはじめとして、GAFA とそれらが提供するサービスの利用者との間の不当な取引関係をより効果的に規制することが可能になるなどとして、国際的に注目を集めるに至っている。

競争法の目的は、固定的ではなく、時代により変化しているが、米国反トラスト法は、その目的を自由な競争により効率性を確保するところに求めており、EU 競争法の目的は、自由な競争により効率性を確保するとともに、公正な競争機会を確保することにも求められており、独禁法の目的は、自由な競争の確保による効率性の確保と公正な競争機会の確保に加えて、自由な競争の基盤である公正な取引を確保することにも求められている。このような競争法の目的の違いは、特に単独行為に対する規制のあり方に大きな影響を与えている。

このように、少なくとも当面の間、競争法の全般的な収斂を見通すことは困難であり、競争法の多様性が維持され続ける、というのが穏当な見方であるようにみえる。

『学問の山なみ』から —歴史をつくった会員—

140年を超える学士院の歴史の中で、500名以上の会員が選ばれました。このコーナーでは、物故会員追悼の辞を集めた『学問の山なみ』から毎回2名を紹介します。

中山 伊知郎 なかやま いちろう

明治 31 (1898) 年—昭和 55 (1980) 年

昭和 38 (1963) 年日本学士院会員選定



三重県生まれ。神戸高等商業学校に入学、高商3年を経て、大正9(1920)年昇格早々の東京商科大学本科に進学、翌10(1921)年、福田徳三のゼミナールに参加した。同12(1923)年の卒業と同時に助手となり、助教授・教授を経て定年退官まで勤めた。その間、昭和24(1949)年東京商科大学が一橋大学に改められた時には、初代学長に就任し、大学の基礎作りに尽力した。

中山の経済学における貢献は、全18巻に及ぶ膨大な『全集』にその全容が窺えるが、中山経済学の神髄は、昭和8(1933)年の『純粋経済学』及び昭和14(1939)

年の博士論文『発展過程の均衡分析』の二書のうちにその核心がある。これらは、日本の経済学における近代的意味での理論の導入に一つのエポックを画し、その後のこの方面の著しい発展に指導的役割を果たした。

中山は、自分の立場を「純粋経済学」と呼び、アダム・スミスやマルクス等、それまでの理論が自利心や権力、イデオロギー等を混入して扱われたのに対し、一切の夾雑物を排し、問題の本質そのものに純粋に迫ろうとした。これはワルラスやシュムペーターに沿うものといっよいが、中山の場合は外国の学者と較べ、より一層徹底的に本質を追求した。シュムペーターの均衡と発展との二元論に対し、中山は「発展を含む均衡」を説いた。シュムペーターは経済発展を企業のイノベーションによる均衡破壊と見たが、中山はあくまで均衡という基調を固持しながら、資本や利子の機能分析によって、発展を均衡の中に包摂して考えた。「発展を含む均衡」そのもの自体は不安定であるが、均衡発展や安定成長の政策が導かれるとし、

ケインズの企業投資の不安定に対する公共投資の補完を認め、「発展を含む均衡」理論の拡充として解明した。

以上のように、中山の純粋経済学は極めて包括的・開放的なものであった。夾雑物を取り去るといっても、狭い抽象世界に閉じ籠もるのではなく、本質把握に徹することで再び現実世界に戻り、企業活動や公共政策の機能理解へと拡がるのである。

高垣 寅次郎 たかがき とらじろう

明治 23 (1890) 年—昭和 60 (1985) 年
昭和 24 (1949) 年日本学士院会員選定



広島県生まれ。神戸高等商業学校を経て、東京高等商業学校の専攻部（後の一橋大学）に入学、大正 2 (1913) 年卒業。卒業後しばらく三井銀行に席を置いたが、請われて母校に戻り、大正 5 (1916) 年から 8 (1919) 年まで米国・欧州各国に留学。留学の出発の際には、佐野善作学長より専門の他にグルンド（基礎）になることを身につけるよう助言され、専門の他に心理学をハーバードで学び、留学生の研究の流儀に先鞭をつけた。帰国後には、留学中の心理学研究を基礎として「心理学的経済学説に関する若干の考察」、「ウェーバー及フェヒナーの法則の研究」、「快樂主義経済学の心理学的基礎」、金子弘教授との共著『産業経済学』などを著した。

高垣の専攻は貨幣論、銀行論であり、大正 3 (1914) 年には卒業論文をまとめた『銀行集中論』を著し、大正 15 (1926) 年には、経済学博士の学位を授与された。また同年から昭和 3 (1928) 年にかけて三部作『貨幣の

第 1 部部長の選定

樋口陽一第 1 部部長の任期満了に伴い、令和 2 年 5 月 18 日に第 1 部部長の補欠選挙を行い、斯波義信会員が選定されました。斯波会員は第 1 部第 1 分科所属で専攻は中国史。平成 15 年に会員に選定され、現在は東洋文庫長・大阪大学名誉教授です。



戦後の日本経済の再建に献身した中山が心懸けたのは、日本の経済の均衡発展であり、安定成長であった。本質の洞察という学問上における態度に照応して、実践的活動においても「先を読む」という洞察力に優れ、相手を包みこむ説得力に富んでいた。中山のこうした人柄が、中央労働委員会における労使仲裁、経済審議会における計画策定など多くの困難な局面を成功に導いた。

生成『貨幣の本質』『貨幣の職能』を上梓した。大正 15 (1926) 年に附属図書館長の制度が官制化されると同時に、初代の東京商科大学（東京高等商業学校を改組）図書館長に就任。退官まで兼任し、図書館の今日の充実の基礎を築いた。昭和 11 (1936) 年に東京商科大学教授の職を退いた後は、外務省嘱託（通商局顧問）となり、同 19 (1944) 年には拓殖大学教授、同 21 (1946) 年拓殖大学（当時は紅陵大学）長を務め、同 26 (1951) 年一橋大学名誉教授の称号を授与された。同 37 (1962) 年には、成城大学長・成城学園長となり、同 46 (1971) 年には同学園名誉学園長となった。また昭和 25 (1950) 年に金融学会が創立された際には推されて会長となり、同 57 (1982) 年まで学会の発展に尽力し、同年名誉会長に推された。

晩年の高垣は歴史に関心を持ち、大隈文書を資料とした『明治初期金融制度史研究』を昭和 47 (1972) 年に刊行するなど学究に衰えをみせなかった。また、書物蒐集に心血を注ぎ、洋書 6,800 冊余、和書 5,500 冊余、定期刊行物 490 種を成城大学に寄贈し、高垣文庫として整理されている。洋書のうち 1850 年以前のものについては、『高垣文庫貴重書目録』として区別されているが、高垣が特に関心をもって蒐集した 19 世紀前半の銀行主義と通貨主義の論争（地金論争とよばれるもの）に関するものは、質量において世界的な規模を誇っている。

岸本忠三会員が唐獎受賞

令和 2 年 9 月、第 7 分科の岸本忠三会員（免疫学）が、台湾の唐獎財団より唐獎（Tang Prize）生技医薬獎が 9 月に授与されました。受賞理由は、「炎症性の疾患を治療するためのサイトカインをターゲットとした生物学的療法の発展」です。

会員の逝去

次の方々が逝去されました。

長倉三郎 会員・元院長 令和2年4月16日

享年99歳（第4分科・物理化学専攻）

杉村 隆 会員・元院長 令和2年9月6日

享年94歳（第7分科・生化学・腫瘍学専攻）

源 了圓 会員 令和2年9月10日 享年100歳

（第1分科、日本思想史専攻）

会員の近刊紹介

- ・久保田 淳『「うたのこぼ」に耳をすます』慶應義塾大学出版会、令和2年9月
- ・伊藤邦武・山内志朗・中島隆博・納富信留（責任編集）『世界哲学史 6 近代I 啓蒙と人間感情論』ちくま新書、令和2年6月
- ・伊藤邦武・山内志朗・中島隆博・納富信留（責任編集）『世界哲学史 7 近代II 自由と歴史的発展』ちくま新書、令和2年7月
- ・伊藤邦武・山内志朗・中島隆博・納富信留（責任編集）『世界哲学史 8 現代』ちくま新書、令和2年8月
- ・奥田昌道・佐々木茂美『新版 債権総論 上巻』判例タイムズ社、令和2年6月
- ・菅野和夫『労働法の基軸 学者五十年の思惟』有斐閣、令和2年5月
- ・佐藤幸治『日本国憲法論 第2版』成文堂、令和2年9月
- ・藤田宙靖『行政法総論 新版 上・下』青林書院、令和2年4月
- ・瀬川信久・内田貴『民法判例集 第4版 債権各論』有斐閣、令和2年4月
- ・中山信弘『著作権法 第3版』有斐閣、令和2年9月
- ・野中郁次郎、勝見明『共感経営「物語り戦略」で輝く現場』日本経済新聞出版、令和2年5月
- ・野中郁次郎・竹内弘高（著）、黒輪篤嗣（訳）『ワイズカンパニー 知識創造から知識実践への新しいモデル』東洋経済新報社、令和2年8月

編集後記

第26号ニュースレターでは、会員寄稿、「学問の山なみ」から一歴史を作った会員一、第1部部長の選定のほか、会員の近刊紹介などを掲載しています。ご寄稿いただきました先生方には心より御礼申し上げます。

本来であれば、本ニュースレターでは、日本学士院第110回授賞式の報告及び受賞者からの寄稿を掲載する予定でしたが、ご案内の通り、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、4月初旬に緊急事態宣言が出され、あらゆる活動が大幅に制限を受けることになりました。

その後、緊急事態宣言は解除されましたが、3密（密閉、密集、密接）を避けソーシャルディスタンスを確保して、新しい生活様式を実践することになるとともに、不特定多数が集まるイベント等では、集団感染を防ぐため開催が自粛されてきました。

このような状況に鑑み、日本学士院授賞式については、参加される方々の安全を最優先とするためにも、延期せざるを得ないとの結論に至りました。実施時期等決まりましたら改めてお知らせいたします。

また、毎年、一般の方々を対象とした「公開講演会」について、今春は延期させていただきましたが、秋に上野の本院で開催する「公開講演会」も延期とさせていただくことといたしました。楽しみにされていた方々には申し訳ありません。今後の開催については、改めてご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

一方、その間、学士院ではオンライン会議システムを導入し、会員選考や各種委員会など諸事業を再開しています。With コロナの時代となりますので、感染対策を徹底しつつ、新たな取り組みを少しずつ進めていきたいと思っています。

(H)

◎お問合せ先

日本学士院

〒110-0007 東京都台東区上野公園7-32

電話：(03)3822-2101

FAX：(03)3822-2105

E-mail：gkjim@mext.go.jp

第26号：発行日：令和2年10月30日

（年2回 4月、10月発行）

ホームページもご覧ください。

<https://www.japan-acad.go.jp/>